

一般財団法人MID財団 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般財団法人MID財団と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、租税法を専攻する学生に対する奨学支援を行うとともに、租税法に関する調査、研究及び研究助成を行うことにより、優秀な人材の育成、調査、研究の奨励を図り、もって租税法の発展、向上に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

- この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - 東京都内の大学及び大学院において租税法を専攻する学生に対する奨学金の支給
 - 奨学金の支給を受ける学生の指導、育成及び交流支援
 - 租税法に関する調査及び研究
 - 租税法に関する研究助成、出版助成及び表彰
 - その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 前項各号の事業は、東京都内において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

第5条 (設立者の氏名及び住所並びに設立に際して拠出する財産及びその価額)

この法人の設立者の氏名及び住所並びに設立者がこの法人の設立に際して拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 東京都渋谷区神宮前5丁目36番10-310号

緑川正博

拠出財産及びその価額 金銭 500万円

第6条 (基本財産)

- この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とし、その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第7条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第8条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第9条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10条（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

第11条（評議員の定数）

- 1 この法人に、評議員3名以上を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

第12条（評議員の選任及び解任）

- 1 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イからニに定めるものをいう。以下同じ。）の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員会長は、評議員会において選任する。

第13条（評議員の任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条（報酬等）

- 1 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、評議員の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。
- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第15条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の総額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 残余財産の処分
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第17条（開催）

評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第18条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

第19条（招集の通知）

- 1 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第20条（議長）

評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

第21条（決議）

- 1 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第22条（決議の省略）

理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第23条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第24条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した評議員は、これに署名又は記名押印する。

第6章 役員

第25条（役員の設置）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - 理事 3名以上
 - 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって代表理事とする。

第26条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該理事の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 前項の規定は、監事について準用する。
 - 4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 - 5 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有するものであってはならない。
 - 6 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第27条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第28条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第29条（役員任期）

- 1 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第30条（役員解任）

理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第31条（報酬等）

- 1 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。ただし、理事又は監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

第32条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第33条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第34条（開催）

理事会は、毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第35条（招集）

- 1 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第36条（招集の通知）

- 1 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

第37条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第38条（決議）

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (2) 第9条第1項に掲げる書類の承認
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 各種規則の制定及び改廃
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 事業の一部の譲渡
- 3 この法人が贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）により取得した財産が贈与等をした者又はその者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資で

ある場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上に当たる多数による決議をもって行う。

第39条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第40条（報告の省略）

- 1 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については、適用しない。

第41条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更、合併等、解散及び清算

第42条（定款の変更）

- 1 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

第43条（合併等）

この法人は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人もしくは公益財団法人との合併又は類似の事業を目的とする公益社団法人もしくは公益財団法人に対して事業の全部の譲渡をすることができる。

第44条（解散）

この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

第45条（残余財産の帰属）

この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人で租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に帰属させるものとする。

第9章 公告の方法

第46条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

第47条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

第48条（設立時評議員、設立時理事及び設立時監事）

この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決定をもって別途選任する。

第49条（最初の事業年度）

この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年6月30日までとする。